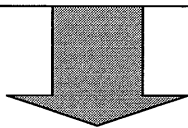


海外競争当局との情報交換に関する規定の整備

独占禁止法の執行に関する国際的な連携・協力

- ・ 平成11年に日米独占禁止協力協定を締結。その後、EU、カナダとも同様の協力協定を締結。
 - ・ シンガポール、メキシコ等と競争に関する章を含む経済連携協定(EPA)を締結(未発効のものを含めて7カ国)。
 - ・ 国際的に影響を及ぼす国際カルテル等に対する海外競争当局との執行の調整等の実施。
- 外国競争当局間での情報交換の頻度の増加



公正取引委員会が外国競争当局に対して情報を提供する場合の根拠規定を定め、情報提供に当たっての条件等を明確化する必要

- ※ 情報提供の条件として以下の規定を置くことを検討
- ① 公正取引委員会が外国競争当局に提供する情報に相当する情報を、当該外国競争当局も当委員会に提供することができること(→相互主義)
 - ② 当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること(→秘密性担保)
 - ③ 当該外国競争当局において、その職務の目的以外に使用されないこと(→目的外使用の禁止)
 - ④ 刑事手続に使用されないよう適切な措置が採られること(→刑事手続への使用制限)